**平成２６年（フ）第８０５６号**
神奈川県相模原市中央区小山１丁目３－７－101
債務者　浅沼　知夏（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第８０５７号**
東京都練馬区桜台６丁目32―10―Ｂ－２
債務者　宮腰　純也
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第８０５９号**
東京都文京区水道２丁目13―11―401
債務者　角屋　忠嗣
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第８０６８号**
東京都世田谷区宇奈根１丁目７―20―203
債務者　岡原満壽美
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第８０６９号**
東京都世田谷区宇奈根１丁目７―20―203
債務者　岡原　由美
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第８０７０号**
東京都調布市緑ケ丘１丁目44―14
債務者　飯田　京子（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第８０７１号**
東京都墨田区文花１丁目32―１―810
債務者　瀧澤　順子
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第８０７２号**
東京都新宿区払方町22―１―115
債務者　森岡　　進
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第８０７８号**
東京都葛飾区東四つ木４丁目14―17―301
債務者　羽生多恵子
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第８０７９号**
神奈川県平塚市御殿３丁目15―16―301
債務者　饗庭久美子
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第８０８２号**
千葉県成田市加良部４丁目25―１―１―105
債務者　積田　　敦
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第８０８３号**
埼玉県川越市南台３丁目12―22　第２南大塚マンション305
債務者　星　　佳恵
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第８０８４号**
東京都江東区大島６丁目１－３－415
債務者　田島　康司
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第８０８８号**
神奈川県相模原市南区古淵４丁目２－３－３－305
債務者　野田真理子（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第８０８９号**
東京都町田市鶴間1412―９―102
債務者　蒔田　浩士
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第８０９０号**
神奈川県横浜市緑区台村町317―１―305
債務者　松野　　綾
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部